

## ■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成  
作成日： 2023年7月10日  
管理コード： OJ651-1-202307

### <1. 発行者情報>

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| (1) 発行者の名称:              | バークレイズ・ピーエルシー<br>Barclays PLC |
| (2) 発行者の本店所在地:           | 外国会社報告書をご参照ください               |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | 英国法、公開有限責任会社、1896年            |
| (4) 決算期:                 | 外国会社報告書をご参照ください               |
| (5) 事業の内容:               | 外国会社報告書をご参照ください               |
| (6) 経理の概要:               | 外国会社報告書をご参照ください               |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項:  | 該当なし                          |

<外国会社報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)  
『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』  
URL: <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://home.barclays/>

### <2. 証券情報>

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 有価証券の種類及び名称:      | バークレイズ・ピーエルシー発行 2034年5月9日満期 6.224% 米ドル建無担保社債  |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分:   | グローバル市場、ニューヨーク証券取引所に上場  |
| (3) 発行日:              | 2023年5月9日   |
| (4) 発行額:              | 20億米ドル (2023年5月現在)  |
| (5) 利率及び利払金の決定方法:     | ①固定金利期間:2023年5月9日から2033年5月9日まで<br>年率6.224%(30/360,unadjusted)<br>②変動金利期間:2033年5月9日から2034年5月9日まで<br>SOFレートを+2.980%(ACT/360,adjusted,後決め)<br>※四半期毎の利率改定日に利率が変更される。  |
| (6) 利払日:              | ①固定金利期間:初回2023年11月9日、以降毎年5月、11月の9日(年2回)<br>②変動金利期間:2033年8月9日、11月9日、2034年2月9日、5月9日   |
| (7) 償還期限:             | 2034年5月9日   |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法:   | 額面金額で満期償還。また以下の場合、発行者は事前通知をすることにより、本債券を期限前償還することができる。<br>2023年11月9日以降2033年5月9日までは、額面金額もしくは2033年5月9日までの元利金の合計を同年限の米国債利回り+0.45%で現在価値に割り引いた金額のいずれか高い方の金額に償還日までの経過利息を付した金額で、期限前償還させることができる。<br>また、2033年5月9日に額面金額に償還日までの経過利子を付した金額で償還させることができる。<br>税務事由や規制事由が発生した場合、いつでも額面金額に償還日までの経過利息を付した金額で償還させることができる。 |
| (9) 受託会社又は預託機関:       | DTC、ユーロクリア、クリアストリーム   |
| (10) 担保又は保証に関する事項:    | 無担保、無保証   |
| (11) 他の債務との弁済順位の関係:   | 本債券は、バークレイズ・ピーエルシーの劣後債務に優先し、無担保・非劣後債務と同順位に位置付けられる。また、発行者の子会社の債務に劣後する。   |
| (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: | ニューヨーク州法、但し、相殺条項については英国法  |

<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。